



平成 23 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社C&I Holdings
代表者名 代表取締役社長 松本 信彦
(コード：9609、東証第1部)
問合せ先 経営企画課IR室マネージャー 小澤 一瑚
(TEL. 03-5827-7211)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成23年2月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。(改定箇所は、下線で示しております。)

記

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を設置し、取締役をはじめとする経営幹部に対し定期的に教育・啓蒙をおこなうものとする。また、取締役が法令、定款、及び当社の経営理念に沿った行動をおこなうための行動規範を定めるものとする。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報は、別途定める文書管理規程に従って管理をおこない、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態に置くものとする。

③ 損失の危険の管理に関する体制

各事業部門及びグループ各社は、それぞれの組織で推進する事業分野に関するリスクの管理をおこなう。各組織の長は定期的にリスク管理の状況を取締役に報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会を月2回開催するものとし、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。

また業務執行については、社内取締役による部門トップ会議を毎週開催し、タイムリーな情報共有と迅速な業務執行を行う。また、当社取締役及びグループ各社のトップが出席するグループトップ会議を隔週で、当社及びグループ各社の幹部陣が出席する経営幹部会を毎月1回開催し、情報共有と共に社内横断的な協力体制を構築する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法務部門を主幹とするコンプライアンス委員会を設置し、使用人に対する教育・啓蒙を図るとともに、社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性を確保するものとする。

- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
法務部門を主幹とするコンプライアンス委員会及び内部監査部門は、企業集団全体のコンプライアンス体制の構築に努めるものとする。また、当社取締役、監査役または財務・経理部門担当者が各子会社の監査役に就任し、会計状況を定期的に監督するものとする。
また、当社グループは金融商品取引法その他適用関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備及び運営している。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、管理部門の要員に対し、監査業務の補助をおこなうよう命令できるものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
代表取締役は、監査役を補助する人員の異動、評価、処罰等については、監査役会に報告し、当該処遇に対して監査役会が意見を表明した場合には、これを勘案して最終決定をおこなう。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社若しくは関連会社に著しい損害のおそれのある事実、またはこれらの会社において法令・定款に違反する行為のおそれなどを知ったときには、直ちに監査役会に報告する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は取締役会に参加して定期的に取り締役との意見交換をおこなうものとする。また会計監査人、内部監査部門と連携を取り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
- ⑪ 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社グループは反社会的な勢力や団体に対しては、社会的正義を實踐すべく、毅然とした態度で臨むものとする。そのため、社内に対応部署及び責任者を設け、平素より関係行政機関や地域企業等からの情報収集に努めるとともに、社内に向けて対応方法等の周知を図っている。
また、業務提携にあたっては外部機関に依頼して事前に信用調査を行っており、取引先が反社会的勢力に関与していると判明した場合には、契約を打ち切ることができる旨の契約書を締結することとする。
万が一、反社会的勢力と思しき相手からの接触を受けた場合には、対応部署においてマニュアルに則り、対処することとしている。さらに関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築している。

以上